第1回仮称登別市手話言語条例検討委員会議事録要旨

◆日 時:平成27年6月29日(月) 18:30~19:50

◆場 所:登別市役所第2委員会室

◆出席委員

氏 名		推薦団体等	所属・役職	備考
髙橋	芳恵	登別市障害者地域自立	登別市総合相談支援センター e n	委員長
		支援協議会	センター長	
山田	隆	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会会長	副委員長
髙橋	邦昌	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会副会長	
今	順子	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会長	
伊藤	千春	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会員	
坂元	秀行	登別手話の会	登別手話の会会長	
高橋	照代	登別手話の会	登別手話の会事務局長	
須田	暁子	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会会長	
馬場	由香利	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会事務局	

◆事務局

氏 名	職名		
二階堂 一男	登別市保健福祉部長		
平田 雅樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ総括主幹		
木田 元樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ主査		

○開会

【市長あいさつ】

すでにご存じのとおり、本年4月1日から登別市としては初めて手話通訳者を障害福祉グループの窓口に配置し、これまで筆談で行われていた聴覚に障がいのある方との意思疎通がスムーズになり、より一層相互のコミュニケーションが図られるようになったとお聞きしている。

また、本市においては、これまでの「登別市障がい者福祉計画」と「第3期登別市障がい福祉計画」を一本化した「第1期登別市障がい者支援計画」を策定し、本年4月から計画をスタートさせた。

この計画では、障がいのある方の自立と社会参加のほか、障がいのある方の高齢化や 重度化、親亡き後の地域生活の継続的な支援にも目を向け、将来にわたって安心して暮 らすことができる地域づくりを目指しており、その実現のための一つとして、仮称・登 別市手話言語条例の制定に努めることなどをすでに盛り込んでいる

そこで、条例の制定に向けて、きょうこのように条例検討委員会を立ち上げることと した。その背景としては、昨年、北海道ろうあ連盟から登別市に対し、手話条例制定の 要望があったことや、平成23年に改正された国の障害者基本法において、「言語に手話を含む」ことが明記されたことなどから、市として検討した結果、手話が言語であることをまずは認知し、手話を市民の皆さんにしっかりと広め、手話を使いやすいまちにしていくことを目的に条例を制定することとしている。

委員の皆さんにおかれては、手話を使う立場として、また、障がいのある方と関わりのある立場として、皆さまの持っているたくさんの経験や高い見識を今後、この検討委員会での議論にしっかりと生かしていただくため、きょうからぜひ忌憚のないご意見をいただき、素晴らしい条例になるようお力添えをいただくことを切にお願いしたい。今後はなるべく早く条例制定に向けて進めるが、皆さんの議論次第ではそれが延びるかもしれない。それだけ真剣に取り組んでくだされば、結果はついてくると思う。きょうからよろしくお願いしたい。

○委員自己紹介

各委員から自己紹介を行った。

○委員長·副委員長選出

検討委員会の委員長には髙橋芳恵委員が、副委員長には山田隆委員が選出された。

○協議事項

【事務局】

- ・本日は、条例に対する皆さんのイメージや思いを話していただければと思う。
- ・そのあとに、道内ですでに施行されている市町の条例の概要を皆さんと見ていきたい。
- ・初めに事務局から説明させていただく。市長のあいさつにもあったが、条例を制定する目的は、手話を言語として認知すること、手話を市民の皆さんに広めて手話を使い やすいまちにしていくことである。
- ・昨年12月に札幌市で、札幌聴覚障害者協会と札幌手話通訳問題研究会との合同研修会があり、それに参加してきた。
- ・その中で、鳥取県の手話条例の当時担当者だった職員と石狩市の担当者、新得町の担 当者が発表者として参加していた。
- ・その研修会に参加している人はみんな手話ができる人で、その中で私一人だけが手話 を理解していない立場だったと思う。
- ・そのとき、手話を必要とする人の気持ちを初めて実感した。その中で私が理解できた のは、拍手をこういうふうに(両手を上げて)していたり、よろしくお願いします、 ありがとうございますくらいだけだった。
- ・手話を必要とする人は、ふだんこういう思いをしているんだということがわかった。 そういうこともあり、条例を制定して市民の皆さんに手話を広めていきたいという思 いも強く感じた。
- ・本日は、手話を使える方のほうが多い委員会だが、まずは皆さんの思いをお話ししていただきたい。

【委員】

- ・条例の意味は、コミュニケーションをとることだと思う。
- ・これまでは、健聴者とのやりとりが難しく、筆談が苦手だったり、通じなかったりすることがあり大変苦労してきた。
- ・以前、聾学校では口話が中心で、手話を使ってはいけなかったが、先輩から手話を教 えてもらい、少しずつコミュニケーションがスムーズにできるようになった。
- ・文字を読むのは苦しく、長い文章を読んだりすると理解できなくなる。
- ・手話を使ってもらえれば、コミュニケーションがスムーズにできるので、お互いに協力し合って努力していきたい。

【委員】

- ・現在、会社で仕事をしているが、知的障がい者が大勢いるため、コミュニケーション が難しく、コミュニケーションをとるにはどうすればいいか悩むことがある。
- ・会社ではスタッフに相談しながらやっているが、コミュニケーションが難しいと言われるので、スムーズにコミュニケーションをとるためにはどうすればいいかを考えている。

【委員】

・スーパーでの買い物や登別温泉のホテルなどで、手話であいさつなどができるように 指導するとか、研修会、講習会を開くなどして市民の理解が得られたらいいと思う。

【委員】

- ・手話によって意思の疎通を円滑に図り、お互いコミュニケーションがとれるような世の中になればいいと思う。
- 手話を使って安心して暮らすことができる社会の実現を図っていけるよう頑張りたい。
- ・自分自身、手話がわからないので、勉強していきたい。

【委員】

- ・市長のあいさつにもあったが、手話が使いやすいまちづくりというところで、ほかの まちのまねではなく、独自のいい手話条例をつくりたいと思う。
- ・現在の登別手話の会の活動としては、健聴者とろうあ者をつなぐ役割があるが、条例 ができた後は、その役割も大きく深くなると思う。
- 手話の会として重要な役割を担う覚悟で検討委員会に参加したい。

【委員】

- ・小学校の出前授業やふれあいフェスティバルなどで市民に手話を教えると、皆さんが 手話に興味を持ってくれて、子どもたちもすぐに手話を覚えて使うようになる。
- ・身近なところに手話があれば、ろうあ者の方と私たちのコミュニケーションがとりや

すくなると思う。

【委員】

- ・現在、室蘭市で手話通訳をしている。以前、洞爺湖温泉のホテルに宿泊した聴覚障がいの夫婦の一人がけがをして、室蘭市内の病院に運ばれて通訳をした経験がある。
- ・登別も観光のまちであり、こういうことが登別でも起きるかもしれないので、手話条 例をつくって、観光客にもやさしいまちであってほしいと思う。
- ・手話ができる人が増えれば、何か起きたときに助けてあげられる、聴覚に障がいのある人が安心して観光に来ることができる、そんなまちを目指すことができればと考えている。

【委員】

- ・手話通訳の仕事をしており、地域の人と接する機会が多く、その中でコミュニケーションの方法、手話を学ぶことの大切さを感じている。
- ・手話を使うことができる人がたくさんいれば、ろうあ者の方がほかの地域に行っても 健聴者の人と話をすることができ、ろうあ者にとっての楽しみになると思う。
- ・登別市は、温泉のある素晴らしい観光地なので、ホテルや温泉の商店街の人たちにも 手話を覚えてもらって、手話でコミュニケーションができる温泉が、ろうあ者の中に 広まることができればいい。
- ・登別市は、「安心して暮らせるまち」であることを掲げて、手話を通してみんなが安 心できるまちづくりを目指してほしい。

【委員】

- ・日頃、障がいのある方から相談を受ける立場にあるが、手話を使う方からの相談は現 在受けていない。
- ・条例の検討や制定を機に、相談支援の支援者の一人として、登別らしく、みんなが手 話を使いやすく、多くの人に手話を認知してもらえるまちになるよう頑張っていきた い。

【事務局】

- ・皆さんから多くのご意見をいただいたが、今の皆さんの思いをどれだけ条例の中に組 み込んでいけるかが課題になると思う。
- ・皆さんに配付した、北海道内条例制定市町の条例概要の比較の資料をご覧いただきた い。
- ・これは、道内で条例を制定した2市と2町の条例から、条例に盛り込んでいる内容の項目だけを表にしたものである。
- ・道内で最初に条例を制定した石狩市は、前文で条例制定の由来や目的を明らかにして、 条例が目指す理念を分かりやすく宣言し、条例の条項とは違って比較的自由な表現を 用いた決意表明の場となっている。

- ・2市2町の条例にはすべて前文と、第1条に目的が盛り込まれている。
- ・「手話の意義」は鹿追町と新得町だけに規定されている内容で、これはそれぞれの町 で手話の意義を盛り込もうとして定められたものと思われる。
- ・「基本理念」は、新得町と名寄市には盛り込まれている。これは、前文で理念的なことが盛り込まれているので、石狩市と鹿追町では省かれたのではないかと考えられる。
- ・「市・町の責務」と「市・町民の役割」は、すべての市と町で盛り込まれている。
- ・全日本ろうあ連盟がつくった市町村手話言語条例モデル条例案では、市町村の責務と 市町村民の役割が規定されている。
- ・「福祉事業者の役割」は新得町だけに規定されていて、ほかの市と町には盛り込まれていない。新得町には、ろうあ者の施設があり、町民が手話に対して特に意識もしていなかったという話を町の担当者から聞いており、あえて福祉事業者の役割を入れたのかと思われる。
- ・「施策の推進方法等」は、すべての市と町に盛り込まれている。これは、あくまでも 条例の中では、事業など細かい話を条例に載せるものではないので、先ほど委員から、 ホテルの従業員や商店街の人も手話を使えるようなまちになるといいという意見が あったが、手話を広めるための講習会をしましょうといったことを別に定めるという ことで、施策の推進方法をどこの市町村も入れている。
- ・「財政上の措置」は、名寄市以外はすべて盛り込まれている。講習会や講演会をやる となると、資料代や場所を使ったりと市として予算が必要になるので、その措置をし ましょうということで盛り込まれている。
- ・「委任」は、条例を施行するに当たって必要なものは規則で定めるということで、ほ かの条例にも定められているものである。
- ・「検討」は、石狩市だけに規定されている。石狩市では条例の施行後3年を目途に、 条例の施行の状況について検討し、その結果に基づいて必要な見直しを行うため、条 例の中に盛り込んで3年後に条例の見直しを行う体制となっている。
- ・以上が道内他市町の条例の大きな概要である。皆さん方の中で条例に関して興味のある方であれば、一度は石狩市やほかのまちの条例を見たことがあるかと思うが、イメージしていた細かな部分というのは条例に盛り込むものではなく、条例の中でどういったことをやっていくか、そのための計画を立てるということでまとめている。
- ・石狩市では、施策を推進するための計画をつくる場合は、聴覚障がい者の団体であったり、こういった皆さんのご意見を聴きながら計画の推進方法をつくることとしているかと思う。
- ・前文は、条例の中で比較的自由に表現できる部分かと思う。
- ・市の条例でも、前文がついているものが多数ある。登別市の条例の中の最高規範でもある「登別市まちづくり基本条例」にも前文を載せており、条例の制定の由来と理念を明らかにするもので、自然豊かな湯のまち「登別市」を後世に引き継ぐことは私たち市民の責任であり、自己決定と自己責任のもとに市民が一体となってまちづくりに取り組むことが必要なことからこの条例を制定することを宣言していると書かれている。

- ・資料の裏面にある、平成25年に制定した登別市ぬくもりある福祉基本条例の前文は 先ほどのまちづくり基本条例の3倍近くあり、この条例をつくるに当たっては、高齢 者や障がい者、男女共同参画といった福祉的ないろいろな部会を開いてつくったもの なので、それぞれの思いがこれだけのボリュームの前文になったのだと思う。
- ・手話言語条例についても、前文の中でどのように表現するか、これは皆さんの思いを 大切にしたいと考えている。それ以外の条例の本文のほうは、表現の仕方に制限があ るが、条例の表現の制限については、私のほうでまだ正しく理解できていない。
- ・市には、条例や規則などを担当する職員がいるので、ここでつくったものはその担当職員と話をして、表現の仕方については随時変えていくような形になると思うが、その場合はその都度、こういう理由で表現を変えているということはお話しさせていただきたいと思っている。
- ・皆さんには、はじめに前文についてどういった内容を盛り込んでいけばよいかを考えていただきたい。ただ、表現の仕方は事務局で整理させていただく。
- ・今日お渡しした2市2町の条例のように難しい表現は使わなくてもよいので、次回までにこういうものを盛り込みたいというものを検討していただきたい。その上で、条例の中身の文言は事務局で整理させていただこうと考えている。
- ・こうした議論をしていく中で、いろいろな意見が出てくると思う。皆さんの思いや意 見を整理していけば、前文に載せる内容が自然とできてくるのかなと感じているので、 そのように進めていきたい。

【委員】

・検討委員会の日程上、都合が悪く出席できない場合は、代理の人が参加することは可 能か。

【事務局】

- ・検討委員会の委員として皆さんに委嘱している。欠席する場合で何か意見がある場合は、各団体に2名の委員を委嘱しているので、もう一人の委員にお願いするとか、事前に紙で意見を出してもらうといった方法を考えているので、代理出席は遠慮していただきたい。
- ・北海道ろうあ連盟にも条例をつくるに当たってアドバイスをもらうようお願いしている。条例の検討委員会で行き詰まったり、どういう考え方で整理すればよいかを随時 電話やメールでアドバイスをもらえる態勢にある。
- ・北海道ろうあ連盟からも、中間時点や最終案のとりまとめのときなどにオブザーバー として出席したいと言われているので、ろうあ連盟にこういうことを聞いてもらえな いかといったことがあれば聞くことは可能なので、そういう態勢にあるといったこと を覚えておいていただきたい。

【委員】

・条例の素案は市がまとめるのか。

【事務局】

- ・この検討委員会で議論してもらって、まとめる予定である。
- ・今後のスケジュールを説明すると、市長の話にもあったが来年4月1日の条例施行を 目指している。そのためには、条例なので議会に提案しなければならない。
- ・そのタイミングとしては、来年2月から始まる第1回定例市議会に議案を出す。それ から逆算すると、1月には議会に出す条例案ができあがっていないといけない。
- ・その前段として、市が条例や計画をつくるときは、広く市民から意見を募るということで、意見公募制度を実施しているため、これが11月になり、10月初旬には検討委員会としての条例案をまとめる必要がある。
- ・もし検討委員会でまとまらなければ、来年4月1日からの条例施行を遅らせることに なる。
- ・今の段階で目標としているのは来年の4月1日なので、スケジュール的には厳しくなると思うが、毎月2回くらい検討委員会を開きたいと考えている。そうすると7月、8月、9月の3カ月で6回程度の検討委員会を開くことができる。
- ・石狩市のホームページは、条例検討の過程も見ることができるようになっていて、7回ぐらいの検討委員会を開いている。
- ・石狩市は、全国の市の中で初めて手話条例をつくったので、課題がある中でいろいろ 議論されていると思う。
- ・すでにできている市や町の条例もあるので、事務局としてはきょうを含めないで6回 程度開けばある程度の素案はできるのかなと考えている。
- ・次回以降の検討委員会を第2、第4月曜日の午後6時から開催したいと考えているが、 委員の皆さんのご都合はどうか。

(特に意見なし)

【事務局】

- ・それでは、次回以降の検討委員会を、7月は13日と27日、8月は10日と24日、9月は14日と28日の午後6時から開催する。
- ・全体を通して、皆さんから質問があればお受けする。

【委員】

・2回目の検討委員会には、石狩市の条例の話を詳しく聞きたいので、市のほうで石狩 市の担当者を呼んでいただきたい。

【事務局】

- ・石狩市から来ていただくことになると予算が必要になるが、予算がないためそれは難しい。
- ・例えば、市の車を使って、委員の何人かで石狩市に行くことであればできるかもしれ

ないが、北海道ろうあ連盟の副理事長が石狩市の検討委員会の委員としてかなり発言 していたので、その人の話を聞くのが一番いいと思っている。

・勉強会的な意味で、こちらからろうあ連盟の事務局に行って話を聞くことはできるか もしれないので検討させてほしい。

【委員】

・石狩市が条例を制定した際、いいパンフレットを作ったと聞いているので、石狩市に お願いしてパンフレットを送ってもらうことも考えてみてはどうか。

【事務局】

- ・パンフレットがあるのであれば、石狩市のホームページにも公表していると思うので、 調べてみる。
- ・石狩市の検討委員会の議事録がホームページで公表されているので、そこで論議した 経過を見ることはできるが、ほかのまちの様子を見過ぎるとそれに引っ張られてしま うという心配がある。
- ・最初のうちは自由に、思いとかキーワードだけでもいいから、そういう論議をしたほうがいいと思う。ある程度思いがまとまった段階で、どういう条例にしていくのかということで、ほかのまちの状況を参考にしてもいいのかなと思う。

【委員】

・わかりました。

【事務局】

・それでは以上で、第1回仮称登別市手話言語条例検討委員会を終了する。本日はあり がとうございました。